

## 平成24年度教職課程認定大学等実地視察について（案）

中央教育審議会初等中等教育分科会  
教 員 養 成 部 会

### 1. 実地視察の目的

教職課程認定大学実地視察の目的は、教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）に基づき、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程（以下「教職課程」という。）の認定を受けた大学について、認定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認することである。

### 2. 概要

#### （1）総括的事項

- 平成24年度は、大学及び短期大学並びに教員養成機関の計51機関に対して、実地視察を行った。
- 全体として、多くの大学の教職課程は、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を満たしていた。また、教職に関する科目を担当する専任教員については、いずれの大学においても、教職課程を履修する学生に対して、熱心に指導を行っている様子が伺われた。
- 一方で、本年度も、教職に関する科目について、法令に定める内容を適切に扱っていない事例や、教職指導や履修指導等を、教職に関する科目を担当する一部の専任教員のみが担当しているような事例が確認されるなど、教職課程の質的水準の向上に向け課題が指摘された大学も多数あった。
- 以下は、本年度の教職課程実地視察大学に対して主に指摘された事項及び教職課程の質的水準に向け枢要と思われる指摘事項である。

## (2) 個別的事項(個々の具体的評価、指摘・指導等)

### 【教員養成に対する理念、設置の趣旨等の状況】

- 開放制により教員養成を行う学科等の場合、教職を志す学生は、学科等の専攻分野を修めつつ、教職に関する科目を修めることにより、教科と教職の両方の専門的知識・技能を修得することとされているところ、今回、実地視察を行った大学の中には、カリキュラム改革等の結果、学科の専攻分野と教科に関する科目との関連性が見えづらくなっている事例が確認された。

このため、このような大学に対しては、教職課程を置く学科等の理念も踏まえながら、学位プログラムとしての専門科目と教科に関する科目の関連性に十分留意をし、教職課程の編成を行うよう指摘を行った。

- 教員就職者数はもとより、教員免許状取得者数も極めて少ない課程を有している大学が確認された。

教員免許状取得のニーズが少ないような大学においては、丁寧な教職指導が実施されなくなる恐れがあることから、このような大学に対しては、教職課程を置くことの意義や位置付けの再検討、及び教職指導体制の充実等を求めた。

### 【教員養成カリキュラム委員会等の全学的組織の状況】

- 過去の中教審答申では、教職課程の運営や教職指導を全学的に責任を持って行う体制を構築するため、「教員養成カリキュラム委員会」等の全学的組織の機能の充実について提言している。

この点、これまでの実地視察における指摘や、教職課程の実質化に向けた各大学の改革により、ほとんどの大学において、形式的には、教職課程委員会等の全学的組織が整備されていた。

- 一方で、各学科等の教科に関する科目と教職に関する科目の体系的な科目編成や各学科等と連携した教職指導・教育実習指導体制の構築等が、当該全学的組織を中心に、機能的に行われていると認められる大学は多くなかった。

また、教員養成を目的とする学科等と、開放制により教員養成を行う学科等を併置している場合、それぞれで、履修指導方法や教育実習指導体制、教育委員会・学校との連携・協働状況等が大きく異なる場合も確認された。

- このため、全学的組織の役割として、各学部・学科間の調整だけでなく、教科に関する科目を含めた教職科目の内容の確認、教職科目担任教員間の連絡調整、教職科目の履修時期の検討など、その機能強化を求めたほか、教員養成を目的とする学科等を置く場合にあっては、当該学科等の有する資源・機能の全学的活用の取組の推進を求めた。

### 【教育課程（教職に関する科目等）、履修方法、シラバス及び教員組織の状況】

- 教職課程における科目の開設状況及び教員組織については、全体的に、法令や教職課程認定基準を満たしていた。しかし、基準上開設することが必要とされている科目数や必要専任教員数を満たしていないため、早急に改善するよう求めた大学も一部あった。
  
- また、昨年度に引き続き、中学校又は高等学校の教職課程を有する大学の教科に関する科目の共通開設状況について、いわゆる「全学共通科目」や「学部共通科目」を免許法施行規則第4条及び第5条に定める科目区分の半数を超えて「教科に関する科目」に充てている大学も確認された。

教科に関する科目は、教職課程が置かれる学科等の専門科目で構成されることが原則であるところ、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図る観点から、各科目区分の半数までは他学科等の授業科目を充てることが可能とされていることから、その趣旨を踏まえた授業科目の開設とするよう改善を求めた。
  
- また、教職に関する科目の具体的内容について、教員免許状を授与する課程が、大学における養成としての多様性と資格課程としての標準性の両面が求められていることを踏まえると、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含むことが必要な事項」について、適切に扱われていることが、シラバス上、明確になっている必要がある。

この点、一部の大学では、例えば、以下のような事例が確認されたため、「含むことが必要な事項」が確実に含まれるよう、改善を求めた。

#### （「教育の基礎理論に関する科目」について）

- ・「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の科目において、「障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」が含まれていないものが見られた。

#### （「教育課程及び指導法に関する科目」について）

- ・学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むことが法令上求められているが、徹底されていない大学が見られた。
- ・「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目においては、情報機器の活用又は教材の活用が含まれていないものが見られた。

#### （「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」について）

- ・「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）」の科目においては、カウンセリングの専門的な理論に特化した内容を取り扱っているものが見られた。このため、カウンセリングに関する基礎的な知識を学んだ上で、応用的な内容を学ぶような構成にすることを求めた。

- また、幼稚園教諭の課程を置く学科等の場合、併せて小学校教諭の免許状が取得可能な場合や、保育士養成施設としての指定を受けている又はその他社会福祉に係る資格が取得可能とされている場合がある。

このような場合、学生の履修の仕方によっては、要修得単位が過剰となり、体系的・実質的な教職課程の履修が困難となる恐れがあり、免許状取得に必要な専門的知識・技能が十分に修得できない恐れもあることから、コース分けやコースごとのカリキュラム編成などを行うこと等について、指摘を行った。

### 【教育実習の取組状況】

- 教育実習については、教育実習先の確保にあたり、地元教育委員会・学校や附属学校等と連携・協力をしている大学、学生が最低限の知識技能を有していることを確認した上で実習に送り出しているような取組を行っている大学が見られた。

- 一方で、実習校の選定にあたって、依然として、大学として実習校の確保を全く行わず、母校実習を原則としているような大学もあった。

母校実習については、過去の中教審答申で、「大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。」と提言され、教育職員免許法施行規則第22条の5においても、教育実習等の円滑な実施について規定しているところである。

このため、

- ・教育実習の実施にあたっては、課程認定大学は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが求められること
- ・大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、可能な限り大学が所在する近隣において実習先を確保し、学生が出身地の学校への就職を希望する等により、遠隔地における教育実習を行う場合においても、大学が、実習先の学校と連携し教育実習に関わる体制を構築するとともに、公正な評価となるように努めること

などについて指摘をした。

### 【学校現場体験・学校ボランティア活動等の取組状況】

- 多くの大学では、地元教育委員会が実施する学校ボランティア活動等に関する情報を、学生に提供するなどの取組を行っていたほか、地元教育委員会と多数の事業を実施し、学生が学校現場を体験する機会を積極的に設けている大学もあった。

- 他方、教育委員会が実施する学校ボランティア活動等の機会の紹介はしている一方、大学としては、教職指導の一環として積極的に学校現場体験等を促しているとは認められず、教職課程履修者のごく一部しか参加者がいないなどの大学も少なからず見受けられた。

- このため、教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、今後、教育委員会や学校とより一層の連携・協力体制を強化し、学校現場体験等の機会の充実に努めるよう求めた。

#### 【教職指導及びその指導体制の状況】

- 平成 25 年度から開講される教職実践演習に向けて、実地視察を行った全ての大学が、履修カルテの整備をし、教職実践演習の内容等について検討を行っていた。
- 履修指導や就職指導については、学生が恒常的に相談等を行えるような設備や人員を整備している大学もあれば、全体的なガイダンスのみで終わらせている大学もあるなど、学生に対するケアが大学によって大きく異なっていた。
- 特に、開放制により教員養成を行っている学科等において教員免許状の取得を目指す学生については、教職について情報共有をし、また教職についての理解を深める機会が十分でないことが考えられることから、教職指導体制のより一層の充実に求めた。

#### 【施設・設備（図書等を含む。）の状況】

- 各大学において、教員養成に必要な施設・設備、教育機器等は、学生数の規模に応じて概ね整備されていた。
- ただし図書館については、各大学の教員養成の理念等を踏まえた集書計画がなされていない大学が見られた。また、蔵書が古いものばかりで構成されている大学が見られたため、教育の最新事情等に関する図書を充実させるように求めた。

### 3. 指定教員養成機関について

- 指定教員養成機関制度は、昭和 24 年に現行の教員免許制度が創設された際、格段に増加した教員需要に対応するため、大学における教員養成を補完するものとして設けられた制度であり、大学における養成の原則の観点から、教員養成数が不十分な場合に限り指定を行うものとされている。
- また、大学における教員養成の原則を踏まえ、教員養成機関として指定を受ける場合、認定課程を有する大学に附置されるか、大学の指導と承認の下に運営されることが条件とされている。

- この制度に基づき、現在、48の専修学校等において、幼稚園教諭免許状等を取得する課程が置かれているが、平成24年2月15日の教員養成部会において決定された「指定教員養成機関実地視察規程」に基づき、本年度、2つの指定教員養成機関に対して、実地視察を行ったところ、教育課程、教員組織、施設・設備、指導大学の指導状況について、主に、以下の点について確認・指摘を行った。

#### 【教育課程の状況】

- 指定教員養成機関の多くは専修学校であることから、必履修科目・単位数が多く、かつ、授業方法は、クラス担任制となっている。このため、生徒が教養科目や専門科目を主体的に選択して履修することは困難な環境となっていることから、リベラルアーツ科目や選択科目を設ける等、教育課程の見直し・充実を求めた。

#### 【教員組織の状況】

- 教職課程における専任教員として、常勤の教員ではなく、かつ、日常の教職指導等を担当していない教員を充てている事例が確認された。  
教職課程を担当する専任教員は、給与上の扱いだけではなく、教育課程の編成、生徒の成績評価、履修指導体制の方針等、教職課程を中心となって担い得る者が想定されていることから、現在配置されている専任教員の役割の在り方について検討・改善を図るよう求めた。

#### 【施設・設備（図書を含む。）の状況】

- 実地視察を行った2つの指定教員養成機関ともに、独立した図書館ではなく、図書室において、図書等を整備していた。  
図書室に置かれている図書については、教科書及び学習指導要領は置かれているが、最新の教職関係に関する図書・雑誌類が充実しているとは言えない状況であったため、図書の充実を求めた。

#### 【指導大学の指導状況】

- 指定教員養成機関は、大学の指導と承認の下に運営されることとされており、特に、教育課程の編成や各授業科目の内容、教員組織の在り方、施設・設備（図書を含む。）の在り方等の教員養成の質の向上に係る事項については、指導大学における丁寧な指導が求められる。  
この点、各指定教員養成機関に対する指導大学の指導が機能的に行われているとは認められなかったことから、今後、教育課程、教員組織、施設・設備等の在り方について、指導大学と緊密に連携をしながら運営を図るよう指摘を行った。

#### 4. まとめ

- 平成 22 年度入学生から「教職実践演習」が導入され、また、教員免許状を取得しようとする者に対する教職指導の努力義務が定められたことにより、今後はより一層、教職を志す学生が体系的・計画的に教職課程を履修することができるような配慮が求められている。  
また、そのために、教職課程の運営や教職指導を、全学的に責任を持って行う体制の構築や、教員養成を目的とする学科等の有する資源・機能の全学的活用の取組の推進が不可欠である。
- 今回、実地視察を受けた大学の中には、実地視察への準備を通じて、教員養成の現状、カリキュラム・各科目の現状等について評価・分析をし、十分実施できている点、課題・改善点及び今後の検討課題点の洗い出しを行うなど、自大学の教員養成の在り方の自己検証・改善方策の検討の契機とした大学もあった。  
また、自らによる教職課程の見直しの結果、次年度からの全学的組織の体制強化等を、既に大学として決定し、準備をしている大学も見られた。
- 本部会としては、このように、実地視察が各課程認定大学における教員養成の質的水準の向上の契機となるような仕組みとしていくことが重要と考えている。
- 一方、教職課程に係る各種改革が進められている中で、実地視察対象大学のみならず、全ての課程認定大学が、自ら、法令や教職課程認定基準に照らしながら教職課程を適切に運営することは、教員養成を担う大学の当然の責務であり、社会に対する最低限の約束であることを、全ての課程認定大学が十分に認識することが必要である。
- 各課程認定大学においては、学長及び各学部長はもとより、教職課程に係る担当教員・担当職員全員が、主体的に、本実地視察報告書の指摘内容を理解した上で、教育職員免許法その他の関係法令や各種答申で提言されている内容を再度確認し、教職課程の改善を不断に行うことにより、教職課程の質的水準の維持と向上を図っていくことを期待する。
- なお、指定教員養成機関においては、教育課程、教員組織、施設・設備、指導大学の状況について、改善すべき点が多く確認されたため、引き続き、各指定教員養成機関における教職課程の運営状況について、教員養成部会として実地視察を行っていくことが必要である。また、本実地視察も踏まえ、指導大学の指導の在り方や指定教員養成機関の在り方等について、検討を進めることが必要である。

## 平成24年度実地視察大学一覧

## ＜教職課程認定大学＞

平成24年	5月18日	田園調布学園大学
	5月31日	高千穂大学
	6月6日	跡見学園女子大学
	6月26日	立命館大学
	6月27日	滋賀大学
	7月2日	広島大学
	7月3日	広島修道大学
	7月5日	椋山女学園大学
	7月6日	愛知淑徳大学
	7月9日	中村学園大学・中村学園大学短期大学部
	7月10日	九州女子大学・九州女子短期大学
	7月12日	関西国際大学
	7月13日	芦屋大学・芦屋学園短期大学
	7月17日	聖心女子大学
	7月17日	高知県立大学
	7月18日	高知大学
	7月19日	帝塚山学院大学
	7月20日	園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部
10月18日		國學院大學
11月6日		駒沢女子大学・駒沢女子短期大学
11月7日		国際学院埼玉短期大学
11月8日		東北文教大学・東北文教大学短期大学部
11月9日		東北芸術工科大学
11月12日		桜美林大学
11月13日		成蹊大学
11月15日		宮城学院女子大学
11月16日		東北学院大学
11月20日		新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部
11月21日		新潟県立大学
11月26日		平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部
11月27日		相愛大学
12月6日		鹿児島国際大学
12月7日		第一工業大学
12月10日		桐蔭横浜大学
12月10日		明治学院大学



12月13日 城西国際大学  
12月17日 山口県立大学  
12月18日 山口学芸大学・山口芸術短期大学  
平成25年 1月10日 信州大学  
1月11日 上田女子短期大学

(計49大学)

<指定教員養成機関>

平成24年 6月4日 横浜高等教育専門学校  
6月18日 道灌山学園保育福祉専門学校

(計2機関)

(総計51大学等)

## 平成24年度（後期）教職課程認定大学実地視察報告について

月日	曜日	大学名	視察委員		ページ
			教員養成部会委員	視学委員	
10月18日	木	國學院大學	村松泰子委員 宮崎英憲委員 遠藤貴広委員		1
11月6日	火	駒沢女子大学 ----- 駒沢女子短期大学	渋谷治美委員 狩野浩二委員		4
11月7日	水	国際学院埼玉短期大学	横須賀薫委員 本園愛実委員		8
11月8日	木	東北文教大学 ----- 東北文教大学短期大学部	渡辺三枝子委員 高旗浩志委員		11
11月9日	金	東北芸術工科大学	渡辺三枝子委員 高旗浩志委員		15
11月12日	月	桜美林大学	横須賀薫委員 酒井朗委員 関根明伸委員		19
11月13日	火	成蹊大学	村松泰子委員 和泉研二委員		23
11月15日	木	宮城学院女子大学	八尾坂修委員 佐々祐之委員		28
11月16日	金	東北学院大学	八尾坂修委員 佐々祐之委員		33
11月20日	火	新潟青陵大学 ----- 新潟青陵大学短期大学部	大坪治彦委員 渋谷治美委員		37
11月21日	水	新潟県立大学	大坪治彦委員 渋谷治美委員		40
11月26日	月	平安女学院大学 ----- 平安女学院大学短期大学部	八尾坂修委員 和泉研二委員		43
11月27日	火	相愛大学	岸田正幸委員 八尾坂修委員 和泉研二委員		46
12月6日	木	鹿児島国際大学	宮崎英憲委員 佐々祐之委員		49
12月7日	金	第一工業大学	宮崎英憲委員 佐々祐之委員		53
12月10日	月	桐蔭横浜大学	横須賀薫委員 藤井基貴委員		56
12月10日	月	明治学院大学	油布佐和子委員 酒井朗委員 関根明伸委員		59
12月13日	木	城西国際大学	狩野浩二委員 高旗浩志委員		64
12月17日	月	山口県立大学	大坪治彦委員 和泉研二委員		68
12月18日	火	山口学芸大学 ----- 山口芸術短期大学	大坪治彦委員 和泉研二委員		72
1月10日	木	信州大学	高岡信也委員 狩野浩二委員		76
1月11日	金	上田女子短期大学	高岡信也委員 狩野浩二委員		82

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		國學院大學		設置者名	学校法人 國學院大學			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)			
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数
						実数	個別	
文学部	哲学科	65人	中一種免(社会)	平成2年度	71人	3人	2人	0人
			高一種免(公民)	平成2年度			3人	
	史学科	140人(昼間主) 50人(夜間主)	中一種免(社会)	平成2年度	263人	72人	62人	15人
			高一種免(地理歴史)	平成2年度			70人	
	日本文学科	255人	中一種免(国語)	平成9年度	366人	117人	108人	32人
			高一種免(国語)	平成9年度			117人	
			高一種免(書道)	平成9年度			23人	
	中国文学科	60人	中一種免(国語)	平成9年度	62人	21人	19人	8人
			高一種免(国語)	平成9年度			21人	
	外国語文化学科	105人	中一種免(英語)	平成9年度	132人	14人	13人	2人
中一種免(中国語)			平成17年度	2人				
高一種免(英語)			平成9年度	11人				
高一種免(中国語)			平成17年度	3人				
法学部	法律学科	500人	中一種免(社会)	平成2年度	557人	19人	18人	4人
			高一種免(公民)	平成2年度			17人	
経済学部	経済学科	210人	中一種免(社会)	平成2年度	241人	11人	9人	1人
			高一種免(公民)	平成2年度			8人	
	経済ネットワーク 経営学科	150人	150人	高一種免(情報)	平成14年度	188人	1人	1人
神道文化学部	神道文化学科	120人(昼間主) 60人(夜間主)	中一種免(社会)	平成18年度	194人	7人	7人	2人
			高一種免(公民)	平成18年度			4人	
人間開発学部	初等教育学科	100人	幼一種免	平成21年度	—	—	—	—
			小一種免	平成21年度	—	—	—	
	健康体育学科	100人	100人	中一種免(保健体育)	平成21年度	—	—	—
			高一種免(保健体育)	平成21年度	—	—	—	—
入学定員合計		2,065人	合計		2,268人	265人	518人	65人
大学名		國學院大學(大学院)		設置者名	学校法人 國學院大學			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)			
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数
						実数	個別	
文学研究科	神道学・宗教学 専攻	30人	中専修免(社会)	平成2年度	14人	0人	0人	0人
			高専修免(公民)	平成5年度			0人	
	文学専攻	30人	中専修免(国語)	平成2年度	30人	9人	9人	6人
史学専攻	30人	高専修免(国語)	平成2年度	36人	6人	9人	1人	
		中専修免(社会)	平成2年度			6人		
法学研究科	法律学専攻	10人	高専修免(地理歴史)	平成5年度	1人	0人	6人	0人
			中専修免(社会)	平成2年度			0人	
経済学研究科	経済学専攻	10人	高専修免(公民)	平成5年度	15人	0人	0人	0人
			中専修免(社会)	平成2年度			0人	
			高専修免(公民)	平成5年度			0人	
入学定員合計		110人	合計		96人	15人	30人	7人
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成24年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。							

## 教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年10月18日（木）

実地視察大学：國學院大学

実地視察委員：村松泰子委員、宮崎英憲委員、遠藤貴広委員

### 【全般的事項】

○教育課程及び教員組織等について、教職課程認定基準は満たしている。

教職課程の全学的な実施・指導体制、シラバスの記載、図書・雑誌の整備について、改善すべき点も確認されたため、引き続き、全学的組織の体制整備の推進、教育委員会等との連携を通じ、更なる教員養成の質の向上に向けた取組を進めていただきたい。

### 【個別事項】

#### 1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

○教職課程は、教職に関する科目を担当する専任教員と教科に関する科目を担当する専任教員が協力することが極めて重要であることから、平成24年度から本格的に整備された教職センターの全学的な機能・体制を更に強化し、教職センターと各学部学科が密に連携をした上で、カリキュラム編成の工夫や教職指導及び履修指導体制の構築を図るように努めること。

#### 2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

○シラバスの記載方法が各授業科目及び担当教員によってばらばらである。教職課程は、教員免許状を取得するためのいわゆる資格課程としての標準性と、大学における教員養成としての多様性の両面があり、資格課程としては、学生が必ず学ばなければならない共通の内容があることから、教職課程において扱う内容については、教職センターにおいて整理を図ること。

また、シラバスの内容についても、教育職員免許法施行規則に定める各科目の趣旨に則った上で、貴学の教員養成ポリシーを踏まえた内容とするすること。

○人間開発学部初等教育学科における教職に関する科目の内容は、シラバス上、よく考えられて構成されている。学生に学んでもらいたい授業科目については、大学としても計画的に履修指導を行い、教育職員免許法及び同施行規則上の授業科目とそれ以外の科目を有機的に関連させて、より実践的能力を身につけられるような教員養成が行われることを期待する。

### 3. 教育実習の取組状況

○中学校及び高等学校教諭の課程については、母校実習も多く、また、教育実習指導についても、実習先学校に委ねられている場合が多い。

教育実習の実施にあたっては、課程認定大学は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが求められる。

大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、母校実習についてはできるだけ避けることが望ましいが、積極的な理由から母校における教育実習を行う場合においても、大学が、実習先の学校と連携し教育実習に関わる体制を構築するとともに、公正な評価となるように努めること。

また、教育実習指導については、文学部に所属する教職に関する科目を担当する専任教員のみならず、教科に関する科目を担当する専任教員の協力も得て実施されることを期待する。

### 4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

○介護等体験の事前指導及び事後指導を丁寧かつ厳格に行うことを通じ、教職志望の学生の適性や意欲を見極める機会としている。また、学生に対する教育効果も十分に確認されている。

○一方で、中学校及び高等学校教諭の課程においても、教員免許状取得者及び教員就職者が一定数存在することを踏まえ、

- ・各学科等に所属する教職志望の学生が、学科等を越えて、教職に関する情報を共有し、横断的に指導・助言が受けられるような取り組みの推進
- ・教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことが出来るような仕組みの構築

について、教職センターを中心に取組を進めるよう努めること。

5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○地元教育委員会と連携をし、学生が学校現場に足を運ぶことができる環境の整備に努めている。引き続き、地元教育委員会との連携・協働を進め、学校における現代的な課題等を把握し、教職指導や履修指導に生かすように努めること。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

○施設・設備については凡そ充実している。一方で、教育学及び教職関連の図書・雑誌については、図書館に配架されている分量が少なく、かつ、教職センター事務室及び資料室に散在していることから、今後、教育学及び教職関連の図書・雑誌類の充実及び学生の利便性を考慮した図書の配備に努めること。

7. その他特記事項

○特になし

駒沢女子大学  
駒沢女子短期大学

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名	駒沢女子大学			設置者名	学校法人 駒澤学園			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)			
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数
						実数	個別	
人文学部	日本文化学科	60人	中一種免(国語)	平成7年度	42人	0人	0人	0人
			高一種免(国語)	平成7年度			0人	
	国際文化学科	120人	中一種免(英語)	平成7年度	83人	1人	1人	1人
			高一種免(英語)	平成7年度			1人	
	映像コミュニケーション学科	60人	高一種免(情報)	平成14年度	46人	0人	0人	0人
入学定員合計		240人	合計		171人	1人	2人	1人
大学名	駒沢女子短期大学			設置者名	学校法人 駒澤学園			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)			
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数
						実数	個別	
	保育科	130人	幼二種免	昭和28年度	108人	91人	91人	33人
入学定員合計		130人	合計		108人	91人	91人	33人
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成24年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。							

## 教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年11月6日（火）

実地視察大学：駒沢女子大学・駒沢女子短期大学

実地視察委員：渋谷治美委員、狩野浩二委員

### 【全般的事項】

○教員養成に関する教育課程、教員組織等についていくつかの改善すべき点が確認された。特に、教育課程について、「2.」で指摘するように、一部、教育職員免許法施行規則を満たしていない点が認められた。

### 【個別事項】

#### 1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

○建学の精神である「正念」「行学一如」という理念が掲げられているものの、教員養成に対する理念・構想については明確に示されているとはいいがたいので、どのような教員養成を進めていくのかを明確化すること。また、その理念・構想を具体化するため、学長のリーダーシップによる教職課程に関する全学的な組織を整備するなど、教育課程や教員組織が充実したものとなるよう努めること。

○教職課程委員会は現在、教職に関する科目を担当する教員のみで構成されているが、教職課程は教科に関する科目と教職に関する科目によって編成されるものであり、両科目を担当する専任教員が協力して、教職課程を運営していくことが重要である。教科と教職の架橋の推進が求められている中で、今後、教科に関する科目を担当する専任教員とも連携した教職課程の編成及び運営する仕組みを構築するよう努めること。

#### 2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

○教職に関する科目について、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない科目があるため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うとともに、シラバスにおいて「含めることが必要な事項」が含まれていることが明確にわかるようにすること。

○教職に関する科目について、学生が必ず学修しなければならない科目区分について、科目が開設されていない状況が判明した。早急に科目を開設するなどして、学生に必要な内容を学修させること。

○教職課程に係る全学組織を中心としたファカルティ・ディベロップメント等を通じ、



授業内容及び授業方法の充実に関して検討したり、シラバスの内容・記載方法の改善を図ったりするなど、教職課程の質の維持向上のための実質的な取り組みを今後期待する。

### 3. 教育実習の取組状況

○教育実習先について、母校実習のみではなく、附属校や教育委員会へ依頼し、実習先を確保するようにしているとのことであったが、大学としての取り組みはやや消極的なように見受けられた。教育実習は、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、可能な限り大学が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましい。今後、地元教育委員会や近隣の学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めること。

また、やむを得ず母校実習を行う場合でも、大学が実習校と連携し、教育実習に関わる指導体制を構築するとともに、実習校に対して、事前に、大学としての教職指導方針について説明を行うなど、適切な実習指導、公正な評価となるよう引き続き努めること。

### 4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

○中学校・高等学校の教職課程履修者に対しては、各教員が個別の教職指導を行っている状況とのことであったが、教職を目指す学生全てに対して、一定の水準以上の教職指導が実施されるように、例えば教職支援室を設置し、そこに常時教職指導にあたる者を置くなど、組織的に指導していくための体制を検討すること。

短期大学においては、保育研究資料室が教職指導の役割を担い、機能しているように見受けられた。

○教職指導は、就職指導のみならず、学生が教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、教職課程の全期間を通じて大学が計画的・組織的に指導するものである。履修カルテを効果的に活用するとともに教職指導体制を整え、学生に対して、積極的に教職指導を行っていくよう努めること。

### 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○大学に依頼のあったボランティア活動を学生に紹介しているということであったが、学生をボランティア活動に参加させるにあたって、学生個々に任せるのではなく、例えばボランティア支援室を設置して、事前・事後指導を実施したり、また既存のボランティア活動に参加させるだけでなく、大学がボランティア活動を企画したりするなど、ボランティア活動を積極的に教職指導に活用することをご検討いただきたい。1年次の教職希望者が20名程度となっているが、教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、今後、教育委員会や学校とより一層の連携・協力体制を強化していくこと。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

- 短期大学の幼稚園の教職課程に関する施設・設備等は充実しているように見受けられた。
- 図書室について、教育関連の図書や雑誌が不足しているように見受けられた。教職を志す学生が必要な知識・情報を入手できるよう、今後、教育関係の新聞、雑誌、辞典等の充実を図ること。

7. その他特記事項

- 特になし

# 国際学院埼玉短期大学

## 実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		国際学院埼玉短期大学		設置者名		学校法人 国際学院		
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)			
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数
						実数	個別	
	幼児保育学科	180人	幼二種免	昭和58年度	124人	121人	121人	54人
	健康栄養学科	80人	栄教二種免	平成17年度	71人	17人	17人	0人
入学定員合計		260人	合計		195人	138人	138人	54人
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成24年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。							

## 教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年11月7日（水）

実地視察大学：国際学院埼玉短期大学

実地視察委員：横須賀薫委員、本図愛実委員

### 【全般的事項】

- 教育課程、教員組織等について、教職課程認定基準を満たしていない点があるので、制度を理解のうえ、改善に努めること。
- 貴学の理念、構想が明確に示されており、教養科目の必修である「人間と社会」や「海外研修」、「卒業論文」などの科目によって、それが具体化されているように見受けられた。今後は教職課程のカリキュラムと関連を持たせ、教職課程として体系化されたカリキュラムとなるよう、より一層の充実を図ることを期待する。

### 【個別事項】

#### 1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 教職課程を置くそれぞれの学科で実施・指導をしているように見受けられたが、教育課程や教員組織がより一層充実したものとなるように、学長のリーダーシップのもと、教職課程の具体的事項を検討するような実質性を伴った全学的な組織体制の整備を図ること。

#### 2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

- 教職に関する科目について、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない科目や、十分に扱われているとはいえない科目があるため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うとともに、シラバスにおいて「含めることが必要な事項」が含まれていることが明確に分かるようにすること。
- 教職課程は、教員免許状という資格を授与する課程であることに鑑み、授業内容の扱いについて、個々の教員に委ねるのではなく、教職課程委員会で十分に検討された教育課程の編成方針のもと、授業内容を点検できるような体制・仕組みを構築すること。

### 3. 教育実習の取組状況

○必ず巡回指導を実施しているなど、実習期間中の指導についても丁寧に行っている様子が見受けられた。一方、成績評価については、実習校の評価でほぼ決まっている状況が見受けられたので、実習日誌や巡回指導での内容を成績評価に加味するなど、大学として責任をもって成績評価するような仕組みの構築に努めること。

### 4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

○幼稚園の教職課程においては、学生一人一人に丁寧に就職指導等をしている様子が見受けられた。一方で、栄養教諭の教職課程においては、過去に栄養教諭としての就職者もおらず、個別の教職指導についても今回確認することができなかった。  
○学生の教諭になることへのモチベーションを高めるための取組みとして、卒業者や現場の教員との交流の場を持つなど、大学が積極的にキャリアモデルを学生に示すような取組みの実施を今後期待する。

### 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○教育委員会との連携・協働関係はないとのことであったが、幼稚園教諭課程でいえば、「小1プロブレム」と言われるような昨今の教育課題への対応も求められており、幼児教育だけではなく、先を見据えた教育が必要となっている。このことを踏まえ、教育委員会をはじめに、幼稚園、小学校との積極的な連携を推進すること。

### 6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

○図書室について、絵本等は多くあったが、幼児教育の基盤となる教育学や幼児教育段階以降の教育を見据えた内容を学ぶことができるような図書が少ないように見受けられた。教育関連の雑誌や図書について、教職を志す学生が必要な知識・情報を入手できるよう、今後充実を図ること。

### 7. その他特記事項

○教職に関する科目について、幼児保育学科、健康栄養学科それぞれで専任教員をおく必要があるところ、重複した教員を配置しているなど、教職課程認定基準における専任教員数を満たしていない状況が見受けられた。教職課程認定基準を正しく理解し、基準を満たすよう速やかに改善すること。  
○平成24年8月の中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」にある「学び続ける教員像」を踏まえ、教員として生涯を通じて学ぶ姿勢を身に付けさせるとともに、大学としても卒業者の支援や生涯学習に関する取組みの検討を今後期待する。

東北文教大学  
東北文教大学短期大学部

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		東北文教大学			設置者名		学校法人 富澤学園		
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数	
						実数	個別		
人間科学部	子ども教育学科	90人	幼一種免	平成22年度	—	—	—	—	
			小一種免	平成22年度	—	—	—	—	
入学定員合計		90人	合計		—	—	—	—	
大学名		東北文教大学短期大学部			設置者名		学校法人 富澤学園		
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数	
						実数	個別		
	子ども学科	90人	幼二種免	昭和42年度	113人	106人	106人	19人	
入学定員合計		90人	合計		113人	106人	106人	19人	
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成24年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。								

## 教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年11月8日（木）

実地視察大学：東北文教大学・東北文教大学短期大学部

実地視察委員：渡辺三枝子委員、高旗浩志委員

### 【全般的事項】

- 教員養成に関する教育課程、教員組織については、全般的に基準を満たしており、努力している様子が伺えた。
- 引き続き教員養成の水準の維持向上に努めること。

### 【個別事項】

#### 1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 建学の精神である『「敬・愛・信」の道德律を基盤に据えて』と、教員養成に対する理念・構想を示しているが、それを明確化・具体化するための、教職課程に対する全学的な組織、教育課程や教員組織がより一層充実したものとなるように努めること。

#### 2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

- 子ども教育学科は、幼稚園教諭免許状取得を基礎としつつ、保育士資格取得クラスと小学校教諭免許状取得クラスに分けて指導しているということであったが、教職課程を履修する学生が、免許状取得に必要な専門的知識・技能を十分に修得することができる環境を確保する観点からも、安易に、複数の資格の取得を認めることのないように留意すること。
- 多くの免許状・資格を取得した学生を輩出することを目的とするのではなく、貴学の教員養成の理念を体現するような教員養成や質の高い教員養成という観点に立ち、教育課程等がより一層充実したものとなるように努めること。
- 教職に関する科目について、教育職員免許法施行規則第6条第1項に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない科目があるため、法令で扱うこととしている科目は必ず扱うとともに、シラバスにおいて「含めることが必要な事項」が含まれていることが明確にわかるようにすること。

#### 3. 教育実習の取組状況

- 教育委員会と十分に連携を取り、小学校の教職課程において実習校は山形市内の公立小学校を確保している点が評価できる。

○教育実習参加の条件として、GPAの基準を設けている。1.5以上2.4未満の学生には実習前に面談指導を行うなど、基準を満たさなかった学生についても、適切な指導しようという丁寧な指導姿勢が見られた点について評価できる。

#### 4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

○センターが多数設置されているが、センター同士の関係・連携体制が見えづらかった。教育実習を担当するセンター、教職科目のカリキュラムを担当するセンターを統合するような組織を作るなど、有機的に機能するような体制の検討を今後期待する。

○教職指導は、学生が教職についての理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、大学が計画的・組織的に指導するものである。履修カルテはその教職指導にあたって有効な手立てであることから、例えば、履修カルテにおいて、学生に対する教員からのコメントを記入するようにするなど、教員が学生の良い部分を引き出せるような仕組みを検討いただきたい。

#### 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○山形市教育委員会、上山市教育委員会と協定を結び、学校現場のニーズに対応した支援を行う「スクールサポーター」や、東京都町田市教育委員会を通じて実施している「大都市観察実習」、山形県内にある小中学校を訪問する「へき地小規模校観察実習」のほか、山形大学のシンポジウムに協力するなど、教育委員会や学校、山形大学と十分な連携が取れているように見受けられた。今後は事前・事後指導を充実させるなど、ボランティア活動を積極的に教職指導に活用することをご検討いただきたい。教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、今後も教育委員会や学校、他大学と、積極的な連携を図り、学校現場体験等を内容としたボランティア活動等の充実に努めていただきたい。

#### 6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

○教職関連図書及び雑誌を計画的に整備し、充実させていくこと。

○教職関連の図書、採用試験の過去問題集、専門書などが図書館のほかに教職実践センター、進路支援センターなどのそれぞれ違う場所に分散して配置されていたが、教職を志す学生が、教職に係る最新の情報を簡便に入手できるよう、教職関連の図書を1ヶ所にまとめるなど、配置の工夫や内容の充実に努めること。



7. その他特記事項

- 「英語特修プログラム」を開設し、特定の授業を修得した者については、単位を与えるだけでなく「修了証明書」を交付するなど、英語力向上のために工夫している点について評価できる。
- 教育開発研究センターが中心となって、教員のファカルティ・ディベロップメントに取り組み、メールマガジンの配信などにより教員が共通意識を持つように工夫されているが、この取組みが教職課程においても効果的に活用されることを期待する。

# 東北芸術工科大学

## 実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		東北芸術工科大学			設置者名	学校法人 東北芸術工科大学			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数	
						実数	個別		
芸術学部	歴史遺産学科	24人	中一種免(社会)	平成13年度	27人	6人	2人	0人	
			高一種免(地理歴史)	平成13年度			6人		
	美術科	142人	中一種免(美術)	平成11年度	104人	36人	17人	2人	
							高一種免(美術)		平成11年度
デザイン工学部	建築・環境デザイン学科	55人	高一種免(工業)	平成13年度	60人	2人	2人	0人	
	プロダクトデザイン学科	60人	中一種免(美術)	平成21年度	—	—	—	—	
			高一種免(美術)	平成21年度	—	—	—	—	
	グラフィックデザイン学科	55人	中一種免(美術)	平成21年度	—	—	—	—	
高一種免(美術)			平成21年度	—	—	—	—		
映像学科	50人	中一種免(美術)	平成21年度	—	—	—	—		
		高一種免(美術)	平成21年度	—	—	—	—	—	
入学定員合計		386人	合計		191人	44人	63人	2人	
大学名		東北芸術工科大学(大学院)			設置者名	学校法人 東北芸術工科大学			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数	
						実数	個別		
芸術工学研究科	芸術文化専攻	12人	中専修免(社会)	平成17年度	43人	21人	1人	0人	
			高専修免(地理歴史)	平成17年度			2人		
			中専修免(美術)	平成17年度			16人		
			高専修免(美術)	平成17年度			21人		
	デザイン工学専攻	13人	高専修免(工業)	平成17年度	30人	1人	1人	0人	
入学定員合計		25人	合計		73人	24人	41人	2人	
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成24年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。								

## 教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年11月9日（金）

実地視察大学：東北芸術工科大学

実地視察委員：渡辺三枝子委員、高旗浩志委員

## 【全般的事項】

○教育課程、教員組織等について、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を満たしていない点があるので、「2.」で指摘するように、制度を理解のうえ、早急に改善すること。

## 【個別事項】

## 1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 「芸術的創造と人類の良心によって科学技術を運用する新しい世界観を確立する」という建学の理念のもと、「高い専門性を持ちつつ、他者と関わりながら実践する、学び続ける教師を育てる」という教員養成に対する理念が示されているが、その理念を明確化・具体化するために、教職課程に対する全学的な組織、教育課程や教員組織が充実したものとなるよう努めること。
- 教職課程は、教科に関する科目と教職に関する科目全体で編成されるものであり、両科目を担当する専任教員が協力して、教職課程を運営していくことが重要である。現行においては、教職課程の運営について、教職に関する科目を担当する専任教員に大きく依拠しているように見受けられる。今後各学科等に所属する教科に関する科目を担当する専任教員も教職課程の運営に積極的に参加するような仕組みとしてファカルティ・ディベロップメントを行うなど、全学的な教職指導の体制を整備するよう努めること。

## 2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

- 教科に関する科目については、自学科等での開設を原則としている一方、教職課程の科目の内容の水準の維持・向上等を図る観点から、各科目区分の半数までは、他学科（共通開設）の科目を充てることが可能としているところであるが、4学科8課程において、教育職員免許法施行規則に定める科目区分の半数を超えて共通開設の科目を充てている状況がみられた。これらの課程は、教職課程認定基準を満たすように早急に改善すること。
- 教職に関する科目について、教育職員免許法施行規則第6条第1項に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない科目があるため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うとともに、シラバスにおいて「含めることが必要な事項」が含まれていることが明確にわかるようにすること。

○教職に関する科目について、科目の内容が教職課程の科目として適切でないと見受けられる科目があった。教員免許状を授与する課程が、いわゆる資格課程としての標準性と、大学における教員養成としての多様性の両面があることを踏まえ、当該科目の内容については、教育職員免許法施行規則に定める各科目の趣旨に則った上で、貴学の教員養成ポリシーを踏まえた内容とするよう調整を図ること。

### 3. 教育実習の取組状況

○教育実習の参加要件として GPA を導入し、学生が最低限の知識・技能を有していることを確認している点は評価できる。

○歴史遺産学科において平成 26 年度より、教育実習を全て市内の公立学校で実施するよう教育委員会と取り決めたものの、その他の学科等における教職課程については、母校実習を中心に行っているとのことであった。

教育実習は、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、可能な限り大学が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましいことから、今後、地元教育委員会や近隣の学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めること。

○成績評価等の基準について、学生を介して実習校に伝えているとのことだが、教育実習は大学の授業であるから、公正な評価が可能となるよう評価のしおり等により大学として説明を行うなど、責任ある教育実習指導体制の充実に努めること。

○教育実習の開始時期が 4 年の後期とあるが、教職実践演習の実施時期と重なっている。教職実践演習は、全学年を通じた教職課程の集大成として位置づけられる科目であり、教育実習は教職実践演習の受講よりも前に終えていることが望ましいことから、教育実習の実施時期について再考すること。

### 4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

○教職指導は、学生が教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、教職課程の全期間を通じて大学が計画的・組織的に指導するものである。履修カルテはその教職指導にあたって有効な手立てであることから、大学が事務的に記載させて保管しておくのではなく、学生が有益に活用できるような仕組みをご検討いただきたい。

### 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○地域社会へのボランティア活動については非常に活発であり評価できる。

○ボランティア活動を教職指導の一部として深化させるために、ボランティア活動によって学生が得られる内容や、教職課程におけるボランティア活動の位置づけ（児童・生徒の発達に係る内容のボランティア活動であるか否か等）を学内で検討し、教職課程として有意義なボランティア活動の推進に関する取組みを今後期待する。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

- 学生が必要な知識・情報を入手できるよう、今後、児童・生徒の発達理解に関する図書や、教育関連雑誌の充実を図ること。
- 学生への指導を行う教職支援センターが、学生にとって利用しやすい場所に設置されていないように見受けられた。教職を志す学生が、教職に係る最新の情報を簡便に入手したり、相談したりできるよう、センターの設置場所の工夫や内容の充実に努めること。

7. その他特記事項

- 特になし

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		桜美林大学			設置者名		学校法人 桜美林学園		
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数	
						実数	個別		
リベラルアーツ学群		950人	中一種免(国語)	平成20年度	1,030人	47人	14人	14人	
			高一種免(国語)	平成20年度			16人		
			中一種免(社会)	平成20年度			8人		
			高一種免(地理歴史)	平成20年度			10人		
			高一種免(公民)	平成20年度			6人		
			中一種免(数学)	平成20年度			1人		
			高一種免(数学)	平成20年度			1人		
			中一種免(理科)	平成20年度			0人		
			高一種免(理科)	平成20年度			0人		
			高一種免(情報)	平成20年度			5人		
			中一種免(英語)	平成20年度			9人		
			高一種免(英語)	平成20年度			13人		
			中一種免(中国語)	平成20年度			0人		
			高一種免(中国語)	平成20年度			0人		
総合文化学群		250人	中一種免(音楽)	平成18年度	252人	18人	14人	3人	
			高一種免(音楽)	平成18年度			14人		
			中一種免(美術)	平成18年度			2人		
			高一種免(美術)	平成18年度			2人		
ビジネスマネジメント学群	ビジネスマネジメント	320人	高一種免(商業)	平成19年度	446人	3人	3人	1人	
健康福祉学群		200人	中一種免(保健体育)	平成19年度	231人	73人	27人	4人	
			高一種免(保健体育)	平成19年度			28人		
			高一種免(福祉)	平成19年度			1人		
		保育専修	うち50人	幼一種免			平成21年度		44人
入学定員合計		1,720人	合計		1,959人	141人	218人	33人	
大学名		桜美林大学(大学院)			設置者名		学校法人 桜美林学園		
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数	
						実数	個別		
国際学研究科	国際学専攻	10人	中専免(社会)	平成21年度	9人	0人	0人	0人	
			高専免(地理歴史)	平成22年度			0人		
			高専免(公民)	平成21年度			0人		
老年学研究科	老年学専攻	20人	高専免(福祉)	平成20年度	12人	0人	0人	0人	
経営学研究科	経営学専攻	30人	高専免(商業)	平成21年度	29人	0人	0人	0人	
言語教育研究科	日本語教育専攻	30人	中専免(国語)	平成21年度	27人	0人	0人	0人	
			高専免(国語)	平成21年度			0人		
	英語教育専攻	10人	中専免(英語)	平成21年度			1人		0人
			高専免(英語)	平成21年度			0人	0人	
入学定員合計		100人	合計		78人	0人	0人	0人	
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成24年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。								

## 教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年11月12日（月）

実地視察大学：桜美林大学

実地視察委員：横須賀薫委員、酒井朗委員、関根明伸委員

## 【全般的事項】

- 教員養成に関する教育課程、教員組織等についてはおおむね教職課程認定基準を満たしている。
- 特に、中学校及び高等学校教諭の教職課程においては、教科及び教職の両方の専門的知識・技能を確実に担保する必要があることから、教員免許状の取得を目指す学生については、幅広い知識と総合力を身に付ける教育をしつつも、教科の専門性を担保できるような履修指導に努めていただきたい。

## 【個別事項】

## 1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 免許状取得者数が相対的に少ない学群等が多い中で、学生がどの学群等に所属していたとしても、教職を志す場合においては、教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、全学的組織である教職センターの機能強化を図り、引き続き、教職課程に係る教育課程及び教員組織等の充実に努めること。また、教職に関する科目については、法令上の規定を満たしているか否かについて、教職センター等の全学的組織を中心に確認するように努めること。

## 2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

- リベラルアーツ学群においては、学生が選択する専攻と、取得することが可能な免許教科との関連性が薄くなる可能性があることから、教員免許状の取得を目指す学生が、教科の当該専攻を履修することを通じ、免許教科の専門的知識・技能を確実に修めることができるよう、教育課程の編成及び履修指導に努めること。
- 教職に関する科目について、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない科目があるため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うとともに、シラバスにおいて「含めることが必要な事項」が含まれていることが明確にわかるようにすること。また、自己点検ができる仕組みを検討すること。

○個々の授業において、実践的な内容の学修が充分になされているようには見受けられなかった。実務家教員の適正配置や学修内容の充実を図り、学生が実践的な内容を学べるように工夫すること。

### 3. 教育実習の取組状況

○中学校及び高等学校の教職課程においては、大部分の学生が母校において教育実習を行っている状況が確認された。

教育実習は、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、母校実習ではなく、可能な限り大学が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましい。今後、地元教育委員会や学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めること。

また、やむを得ず母校実習を行う場合でも、大学が、実習校と連携し、教育実習に関わる指導体制を構築するとともに、実習校に対して、事前に、大学としての教職指導方針について説明を行うなど、適切な実習指導、公正な評価となるように努めること。

### 4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

○教職指導室において大学院生等を配置して、学生へのアドバイスや進路相談に対応しているとのことであったが、学生への指導について、来室者だけを対象とするのではなく、教職を志す全ての学生に対して、積極的な働きかけをし、学生の意識を高めるような取り組みを期待する。

○教職指導は、就職指導のみならず、学生が教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、教職課程の全期間を通じて大学が計画的・組織的に指導するものであることから、教職指導体制を整え、履修カルテを効果的に活用するとともに、学生に対して、積極的に教職指導を行っていくよう努めること。

### 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○今後、教育委員会・学校と教員養成を担う大学との連携・協働による教員の資質能力の高度化が求められていることを踏まえ、地元教育委員会・学校との定期的な情報共有のみならず、学生を積極的に学校ボランティア等に送り出すなど、大学側から地元教育委員会・学校に対し働きかけを行い、更なる連携・協働を図るよう努めること。



6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

○施設・設備等は充実している。

7. その他特記事項

○大学院における教職課程においては、教員免許状取得希望者も少ないが、今後、大学院において専修免許状の取得を目指す学生に対しては、教科や教職に関する高度な専門的知識はもとより、知識・技能を活用する学習活動や課題探求型の学習等を学校現場において展開できる実践的な指導力をも修得できるような教育課程の編成及び履修指導等が行われることを期待する。

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		成蹊大学		設置者名	学校法人 成蹊学園			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)			
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業 者数	免許状 取得者数		教員就 職者数
						実数	個別	
経済学部	経済経営学科	480人	中一種免(社会)	平成16年度	511人	9人	9人	0人
			高一種免(地理歴史)	平成16年度			9人	
			高一種免(公民)	平成16年度			9人	
理工学部	物質生命理工学科	130人	中一種免(理科)	平成17年度	145人	11人	10人	1人
			高一種免(理科)	平成17年度			11人	
			高一種免(工業)	平成17年度			0人	
	情報科学科	130人	中一種免(数学)	平成17年度	133人	6人	5人	3人
			高一種免(数学)	平成17年度			6人	
			高一種免(情報)	平成17年度			3人	
システムデザイン学科	130人	中一種免(数学)	平成17年度	133人	6人	6人	2人	
		高一種免(数学)	平成17年度			6人		
		高一種免(工業)	平成17年度			0人		
文学部	英米文学科	130人	中一種免(英語)	平成12年度	129人	12人	12人	2人
			高一種免(英語)	平成12年度			12人	
	日本文学科	90人	中一種免(国語)	平成12年度	98人	24人	20人	6人
			高一種免(国語)	平成12年度			24人	
	国際文化学科	110人	中一種免(社会)	平成12年度	115人	3人	3人	0人
			高一種免(地理歴史)	平成12年度			3人	
			高一種免(公民)	平成12年度			3人	
	現代社会学科	110人	中一種免(社会)	平成12年度	122人	10人	10人	0人
高一種免(地理歴史)			平成12年度	10人				
高一種免(公民)			平成12年度	8人				
法学部	法律学科	275人	中一種免(社会)	平成12年度	321人	8人	6人	2人
			高一種免(地理歴史)	平成12年度			6人	
			高一種免(公民)	平成12年度			8人	
	政治学科	155人	中一種免(社会)	平成12年度	203人	7人	7人	0人
			高一種免(地理歴史)	平成12年度			7人	
高一種免(公民)	平成12年度	7人						
入学定員合計		1,740人	合計		1,910人	96人	220人	16人
大学名		成蹊大学(大学院)		設置者名	学校法人 成蹊学園			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)			
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業 者数	免許状 取得者数		教員就 職者数
						実数	個別	
理工学研究科	理工学専攻	70人	中専修免(理科)	平成21年度	93人	2人	1人	1人
			中専修免(数学)	平成21年度			0人	
			高専修免(理科)	平成21年度			2人	
			高専修免(数学)	平成21年度			0人	
経済経営研究科	経済学専攻	6人	中専修免(社会)	平成19年度	1人	0人	0人	0人
			高専修免(公民)	平成19年度			0人	
	経営学専攻	10人	中専修免(社会)	平成19年度	10人	1人	1人	0人
			高専修免(公民)	平成19年度			1人	

法学政治学 研究科	法律学専攻	8人	中専修免(社会)	平成2年度	0人	0人	0人	0人
			高専修免(公民)	平成6年度			0人	
	政治学専攻	4人	中専修免(社会)	平成2年度	2人	0人	0人	0人
			高専修免(公民)	平成6年度			0人	
文学研究科	英米文学専攻	8人	中専修免(英語)	平成2年度	6人	3人	3人	2人
			高専修免(英語)	平成2年度			3人	
	日本文学専攻	8人	中専修免(国語)	平成2年度	4人	2人	2人	0人
			高専修免(国語)	平成2年度			2人	
	社会文化論専攻	8人	中専修免(社会)	平成2年度	0人	0人	0人	0人
			高専修免(地理歴史)	平成6年度			0人	
			高専修免(公民)	平成6年度			0人	
入学定員合計		122人	合計		116人	8人	15人	3人
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成23年4月1日現在の名称・定員である。人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。							

## 教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年11月13日（火）

実地視察大学：成蹊大学

実地視察委員：村松泰子委員、和泉研二委員

## 【全般的事項】

- 「2.」に指摘するように、教育課程、教員組織について、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準を満たしていない点があるので、早急に改善すること。

## 【個別事項】

## 1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 貴学としての教員養成に対する理念・構想が明確に示されているとは認められない。  
大学としての教員養成の理念を明確に示し、その理念を具体化するため、学長のリーダーシップのもと、教職課程に係る全学的組織の体制強化を図り、教育課程及び教職指導体制等の充実に努めること。
- 現在、全学的な組織として位置付けられている教職課程委員会においては、教職に関する科目についてのみ取り扱っているとのことだが、教職課程は、教科に関する科目と教職に関する科目によって編成されるものであり、両科目を担当する専任教員が協力して、教職課程を運営していくことが重要である。教科と教職の架橋の推進が求められている中で、今後、教科に関する科目を担当する専任教員とも綿密に連携しつつ、教職課程の編成及び運営に積極的に関与するような仕組みを構築するよう努めること。
- ファカルティ・ディベロップメントを行うなど、教職課程の各授業科目の質の維持向上についての取組みも検討することを期待する。

## 2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

- 教科に関する科目については、自学科等での開設を原則としている一方、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図る観点から、教育職員免許法施行規則に定める科目区分の半数までは他学科等（共通開設を含む）の科目を充てることが可能とされているところであるが、6学科16課程において、科目区分の半数を超えて共通開設科目を充てている状況が確認されたことから、これらの課程は、教職課程認定基準を満たすように改善すること。
- 理工学部の「工業科」の3名の専任教員が、大学院の「理科」の課程の専任教員と重複している状況が判明した。教職課程認定基準上、大学の学科等が有する教職課

程と大学院の研究科等が有する教職課程が同一である場合は、大学と大学院の専任教員を兼ねることが可能であるが、「理科」と「工業」の免許課程は同一ではないため、専任教員を兼ねることはできないことから、早急に教員組織の見直しを行うこと。

- 教職に関する科目について、教育職員免許法施行規則第6条第1項に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない科目があるため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うとともに、シラバスにおいて「含めることが必要な事項」が含まれていることが明確にわかるようにすること。
- シラバスの科目名称が、学則で定められた科目名称とは異なるものが多数あるので、早急にシラバスの記載を改めること。

### 3. 教育実習の取組状況

- 教育実習先の確保について、学生が自ら教育実習先を確保することを原則としている結果、母校自習がほとんどとなっている状況が確認された。教育実習は、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、可能な限り大学が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましい。今後、併設の中学校・高等学校の活用や、地元教育委員会や近隣の学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めること。
- 他方、学生が出身地の学校への就職を希望する等により、やむを得ず母校実習を行う場合においても、大学が、実習校と連携し、教育実習に関わる指導体制を構築するとともに、実習校に対して、事前に、大学としての教職指導方針について説明を行うなど、公正な評価となるよう努めること。

### 4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

- 教員免許状の取得を希望する学生に対して、毎年、ガイダンスを行っているとのことだが、ガイダンスにおいては、履修や事務手続きに係る説明にとどまらず、例えば教職の意義等を含めるなど、教職指導の内容の充実が図られることを期待する。
- 教職指導は、就職指導のみならず、学生が教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、教職課程の全期間を通じて大学が計画的・組織的に指導するものである。学科によっては、免許取得者及びその希望者がきわめて少ないことから、履修カルテを効果的に活用するとともに、教職指導体制を整え、学生に対して、積極的に教職指導を行っていくよう努めること。

## 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○教育委員会・学校との連携が十分とは認められなかった。

教職を志す学生が、教育実習以外にも学校現場等での体験機会を得ることができるよう、教職に係る全学的な組織を中心に、地元教育委員会・学校等と積極的な連携を図り、学校現場体験等を内容としたボランティア活動等を充実していくよう努めること。

## 6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

○ICTに係る設備や教職課程指導室は充実している。

○教職に関する図書及び教科に関する図書について、古いものが多いように見受けられた。教職を志す学生が、教職に関する最新の情報をいつでも入手することができるよう、今後、教職関連の図書・雑誌を計画的に整備するよう努めること。

## 7. その他特記事項

○特になし。

# 宮城学院女子大学

## 実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名	宮城学院女子大学			設置者名	学校法人 宮城学院			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)			
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業 者数	免許状 取得者数		教員 就職者数
						実数	個別	
学芸学部	英文学科	90人	中一種免(英語)	昭和29年度	103人	11人	10人	3人
			高一種免(英語)	昭和29年度			11人	
	日本文学科	100人	中一種免(国語)	昭和39年度	123人	34人	29人	4人
			高一種免(国語)	昭和39年度			33人	
	人間文化学科	90人	中一種免(社会)	平成7年度	105人	13人	9人	0人
			高一種免(地理歴史)	平成7年度			11人	
			高一種免(公民)	平成7年度			8人	
	音楽科	35人	中一種免(音楽)	昭和29年度	28人	15人	14人	1人
			高一種免(音楽)	昭和29年度			15人	
	生活文化デザイン学科	70人	中一種免(家庭)	平成12年度	86人	17人	17人	1人
			高一種免(家庭)	平成12年度			17人	
	国際文化学科	90人	中一種免(社会)	平成12年度	108人	9人	4人	0人
			高一種免(公民)	平成12年度			2人	
			中一種免(英語)	平成19年度			5人	
高一種免(英語)			平成19年度	5人				
心理行動科学科	50人	高一種免(公民)	平成19年度	73人	1人	1人	0人	
児童教育学科	50人	幼一種免	平成19年度	66人	63人	57人	37人	
		小一種免	平成19年度			57人		
発達臨床学科	80人	幼一種免	平成12年度	90人	84人	84人	26人	
食品栄養学科	100人	養一種免	平成12年度	109人	30人	14人	9人	
		栄一種免	平成17年度			17人		
入学定員合計		755人	合計		891人	277人	420人	81人
大学名	宮城学院女子大学(大学院)			設置者名	学校法人 宮城学院			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)			
研究科	専攻等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業 者数	免許状 取得者数		教員 就職者数
						実数	個別	
人文科学研究科	英語・英米文学専攻	4人	中専修免(英語)	平成7年度	1人	1人	1人	0人
			高専修免(英語)	平成7年度			1人	
	日本語・日本文学専攻	4人	中専修免(国語)	平成7年度	4人	2人	2人	1人
			高専修免(国語)	平成7年度			2人	
	人間文化学専攻	4人	中専修免(社会)	平成11年度	7人	0人	0人	0人
			高専修免(地理歴史)	平成11年度			0人	
高専修免(公民)			平成11年度	0人				
生活文化デザイン学専攻	4人	中専修免(家庭)	平成17年度	2人	1人	1人	1人	
		高専修免(家庭)	平成17年度			1人		
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	4人	養専修免	平成20年度	4人	1人	0人	0人
			栄専修免	平成20年度			1人	
入学定員合計		20人	合計		18人	5人	9人	2人
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成24年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。							

## 教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年11月15日（木）

実地視察大学：宮城学院女子大学

実地視察委員：八尾坂修委員、佐々祐之委員

## 【全般的事項】

○教員養成に関する教育課程、教員組織等についていくつかの改善点が確認された。

## 【個別事項】

## 1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

○平成19年度に、幼稚園及び小学校教諭の教職課程を置く児童教育学科が設置され、教職課程委員会において中学校及び高等学校教諭の教職課程を担当していた教員の多くが、児童教育学科における教員養成に関わるようになった。その結果、実質的には1名のみが、専属で中学校及び高等学校教諭の教職課程を担当している状況となり、教職課程委員会の機能が弱まっていると見受けられる。また、教職課程は、各学科の専門科目である教科に関する科目と教職に関する科目で構成され、学科ごとに認定を受けているにも係らず、各学科は、一部学科を除き、教職課程の運営に関知しているようには見受けられず、教職に関する科目を担当する特定の専任教員にほぼ委ねられている状態であった。

教職課程委員会は、教職課程の全体の運営を担い、教職課程の編成方針、各科目の目的・内容・評価等を調整する機能を果たすことが求められているとともに、教職を志す学生が使用する施設・設備や図書等の整備を図る観点からも極めて重要な役割を担っている。教員養成を目的としている児童教育学科及び発達臨床学科以外の学科においても、一定程度の免許状取得者及び教員就職者を出している以上、今後、全学組織としての教職課程委員会の機能強化を図り、教職を志す学生の教職に係る学修環境の向上を図るようにすること。

## 2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

○シラバスの記載等について、下記の点が確認された。教職課程は、教員免許状という資格を付与する課程であり、その内容については、法令の規定に基づき一定程度の標準性が求められるものであることから、教職課程委員会を中心とした授業内容及び授業方法等に関するファカルティ・ディベロップメント等の実施を通じ、各シラバスの内容・記載方法の改善を図り、教職を志す学生が当該授業の履修を通じて修得可能な教員としての必要な知識・技能を明確にするとともに、実際の授業に反



映させるよう努めること。

なお、教職に関する科目の共通開設については、「7. その他特記事項」に記載していることにも留意すること。

- ・教職課程に係る各授業科目の内容が抽象的であり、特に、教職に関する科目については、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない科目があった。このため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うとともに、シラバスにおいて「含めることが必要な事項」が含まれていることが明確にわかるようにすること。
- ・児童教育学科においては、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を含むこととしている「教育方法論」において、「倍（分数倍・小数倍）と等分」、「比」を扱うこととしており、明らかに内容が異なっているにもかかわらず、そのまま登録をされていた。
- ・児童教育学科においては、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」と「幼児理解の理論及び方法」を、一つの授業科目である「教育相談（幼児理解の理論および方法を含む。）」として開設しているにも係らず、幼稚園教諭の教職課程として必ず含めることが必要な「幼児理解の理論及び方法」が扱われていなかった。（なお、「幼児理解の理論及び方法」は、法令上、小学校教諭の教職課程には必要とされておらず、このまま「幼児理解の理論及び方法」を授業内容として扱った場合、小学校教諭の教職課程における「教育相談（幼児理解の理論および方法を含む。）」として求められている内容が十分に学修できない恐れがあることにも留意すること。）

### 3. 教育実習の取組状況

○学生の6割以上が母校実習となっている。大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、可能な限り大学が所在する近隣において実習先を確保することが望ましいが、学生が出身地の学校への就職を希望する等により、やむを得ず遠隔地における教育実習を行う場合においても、大学が、実習先の学校と連携し教育実習に関わる体制を構築するとともに、公正な評価となるように努めること。

### 4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

○発達臨床学科、児童教育学科及びその他の学科で、教職指導体制（教職指導に係る施設・設備の整備状況を含む。以下同じ。）にかなりの差があり、特に、開放制により教員養成を行っている学科等に所属する学生については、丁寧な教職指導体制が整備されていないように見受けられた。教職センターも整備されていたものの、学生が自由に出入りできるほどのオープン性が確保されておらず、わずかな専任教員の個人的努力に大きく依拠している。

教員養成を目的としている学科等であっても、開放制により教員養成を行う場合

であっても、教員免許状という資格を取得するという点では同じであることから、就職指導のみならず、学生が教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、大学として計画的・組織的に教職指導体制を整備するようにすること。

#### 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○地元教育委員会の実施する学校現場体験に係る事業に関する情報を提供する等の取組みは行われていた。また、社会との連携を旨とする別の組織においては、学校現場との積極的な連携が図られていた。

一方、教職課程センターにおいては、教職指導という観点から、教職課程を履修している学生に対する学校現場体験等の機会の確保を積極的に図っているとは認められなかった。

教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、今後、教育委員会や学校とより一層の連携・協力体制を強化していくこと。

#### 6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

○学習指導要領、教科書及び指導書等の図書については、発達臨床学科及び児童教育学科の各図書室並びに教職課程センターにそれぞれ分散されて配架されており、特に、教職課程センターでは、当該教科書や指導書等をいつでも利用可能な環境とは認められなかった。

また、図書館には教育学に関する図書・雑誌等が置かれていたが、十分な図書が整備されているとは認められなかった。

大学における教員養成の原則を踏まえれば、教育学に関する基本的な理解を図ることも極めて重要であることから、図書館において教職関係の図書・雑誌等を充実させるとともに、教科書や指導書等については、教職課程を履修している学生の利便性を考慮した整備を図るよう努めること。

#### 7. その他特記事項

○幼稚園又は小学校教諭の課程と中学校及び高等学校教諭の課程については、教職課程認定基準4－8（2）に基づき共通開設が認められる場合にのみ、当該共通開設をしている授業科目を担当する専任教員を両課程の専任教員として位置づけることが可能である。

一方、貴学の場合、幼稚園又は小学校教諭の教職課程を置く発達臨床学科及び児童教育学科と、中学校及び高等学校教諭の教職課程を置く学科等は異なるため、教職に関する科目の共通開設は認められていないにも係らず、中学校及び高等学校教諭の教職課程の教職に関する科目を担当するとされている6名の専任教員のうち、4名は発達臨床学科又は児童教育学科においても専任教員として位置づけられており、また、指導法を担当する1名の教員についても、児童教育学科に籍を有しているため、実質的には1名の専任教員（契約教員）のみが、中学校及び高等学校の教職課程に専属で携わっている状況となっている。

このことから、早急に教職課程認定基準を満たすよう、共通開設及び専任教員の配置を見直すこと。

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		東北学院大学		設置者名	学校法人 東北学院			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)			
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数
						実数	個別	
文学部	英文学科 (昼間主コース)	200人	中一種免(英語)	平成23年度	—	—	—	—
			高一種免(英語)	平成23年度			—	
	英文学科 (夜間主コース)	30人	中一種免(英語)	平成23年度	—	—	—	—
			高一種免(英語)	平成23年度			—	
	総合人文学科	30人	中一種免(宗教)	平成23年度	—	—	—	—
			高一種免(宗教)	平成23年度			—	
	歴史学科	150人	中一種免(社会)	平成23年度	—	—	—	—
			高一種免(地歴)	平成23年度			—	
経済学部	経済学科	400人	中一種免(社会)	平成21年度	—	—	—	—
			高一種免(公民)	平成21年度			—	
			高一種免(商業)	平成21年度			—	
	共生社会経済学科	170人	中一種免(社会)	平成21年度	—	—	—	—
			高一種免(公民)	平成21年度			—	
			高一種免(商業)	平成21年度			—	
経営学部	経営学科	310人	中一種免(社会)	平成21年度	—	—	—	—
			高一種免(公民)	平成21年度			—	
			高一種免(商業)	平成21年度			—	
法学部	法律学科	325人	中一種免(社会)	平成12年度	362人	9人	4人	1人
			高一種免(地歴)	平成12年度			9人	
			高一種免(公民)	平成12年度			2人	
工学部	機械知能工学科	120人	中一種免(数学)	平成18年度	112人	7人	2人	2人
			高一種免(数学)	平成18年度			3人	
			高一種免(工業)	平成18年度			4人	
	電気情報工学科	120人	中一種免(数学)	平成13年度	117人	3人	3人	1人
			高一種免(数学)	平成13年度			3人	
			高一種免(情報)	平成13年度			0人	
			高一種免(工業)	平成13年度			1人	
	電子工学科	100人	中一種免(数学)	平成18年度	93人	4人	3人	2人
			中一種免(理科)	平成18年度			3人	
			高一種免(数学)	平成18年度			3人	
			高一種免(理科)	平成18年度			3人	
			高一種免(工業)	平成18年度			2人	
	環境建設工学科	100人	中一種免(数学)	平成18年度	93人	4人	4人	人
			高一種免(数学)	平成18年度			4人	
高一種免(工業)			平成18年度	3人				
教養学部	人間科学科	100人	中一種免(社会)	平成17年度	113人	7人	6人	2人
			高一種免(公民)	平成17年度			5人	
	言語文化学科	100人	中一種免(英語)	平成17年度	112人	8人	8人	4人
			高一種免(英語)	平成17年度			7人	
	情報科学科	100人	中一種免(数学)	平成17年度	118人	20人	17人	6人
			高一種免(数学)	平成17年度			18人	
			高一種免(情報)	平成17年度			7人	
	地域構想学科	100人	中一種免(社会)	平成17年度	109人	3人	3人	1人
高一種免(地歴)			平成17年度	1人				
高一種免(公民)			平成17年度	1人				
入学定員合計		2,455人	合計		1,229人	65人	129人	19人

大学名		東北学院大学(大学院)		設置者名		学校法人 東北学院		
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)			
研究科	専攻等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数
						実数	個別	
文学研究科	英語英文学専攻	10人	中専免(英語)	平成2年度	2人	1人	1人	2人
			高専免(英語)	平成2年度			1人	
	ヨーロッパ文化史専攻	5人	中専免(宗教)	平成9年度	5人	2人	0人	0人
			中専免(社会)	平成9年度			2人	
			高専免(宗教)	平成9年度			0人	
			高専免(地歴)	平成9年度			2人	
	アジア文化史専攻	5人	中専免(社会)	平成9年度	8人	3人	2人	0人
			高専免(地歴)	平成9年度			3人	
	経済学研究科	経済学専攻	8人	中専免(社会)	平成9年度	1人	0人	0人
高専免(地歴)				平成9年度	0人			
高専免(公民)				平成9年度	0人			
経営学研究科	経営学専攻	8人	中専免(社会)	平成21年度	—	—	—	—
			高専免(公民)	平成21年度			—	
			高専免(商業)	平成21年度			—	
法学研究科	法律学専攻	10人	中専免(社会)	平成2年度	2人	0人	0人	0人
			高専免(地歴)	平成7年度			0人	
			高専免(公民)	平成7年度			0人	
工学研究科	機械工学専攻	8人	高専免(工業)	平成2年度	4人	0人	0人	0人
	電気工学専攻	8人	高専免(工業)	平成2年度	13人	0人	0人	0人
	電子工学専攻	8人	高専免(工業)	平成22年度	—	—	—	—
	環境建設工学専攻	8人	高専免(工業)	平成2年度	4人	0人	0人	0人
人間情報学研究科	人間情報学専攻	8人	中専免(社会)	平成15年度	9人	2人	2人	1人
			中専免(数学)	平成15年度			0人	
			高専免(公民)	平成15年度			2人	
			高専免(数学)	平成15年度			0人	
			高専免(情報)	平成15年度			0人	
入学定員合計		86人	合計		48人	8人	15人	3人
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成24年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。							

## 教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年11月16日（金）

実地視察大学：東北学院大学

実地視察委員：八尾坂修委員、佐々祐之委員

## 【全般的事項】

○教員養成に関する教育課程、教員組織等については、全般的に基準を満たしている。シラバスの記載、図書の整備等について、一部、改善すべき点も確認されたため、引き続き、全学的組織の体制整備の推進及び各学科との連携の強化を通じ、教員養成の水準の維持向上に努めること。

## 【個別事項】

## 1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

○教職に関する科目を担当する専任教員と、教科に関する科目を担当する専任教員が所属する各学部学科が密に連携をすることを通じ、教員として必要な知識技能を確実に担保できるような体系的な教育課程を編成するとともに、教職を志す学生に対して決め細やかな教職指導を実施していくことが重要である。

文学部英文学科や文学研究科英語英文学専攻については、教職志望者も多く、各学科・専攻において、教授法に係る学修をしているとのことだが、その他の学科等においても、教科に関する科目については、教職課程センターと連携をし、授業内容等の工夫を図るなどの取組を進めていくことを期待する。

## 2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

○教職に関する科目について、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない科目があるほか、同じ名称の授業科目を複数開講し、それぞれ担当する教員が異なる場合に、授業の内容が異なる場合が確認された。

免許状を授与する課程が、いわゆる資格課程としての標準性と、大学における養成としての多様性の両面があることを踏まえ、当該授業科目の内容については、「含めることが必要な事項」が含まれていることが明確に分かるようにした上で、貴学の教員養成ポリシーを踏まえた内容とするよう調整を図ること。

### 3. 教育実習の取組状況

○多くの学生が母校実習となっており、担当教員による県外の実習校への訪問指導も実施できていない状況だが、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、可能な限り大学が所在する近隣において実習先を確保するか、附属校において実習を行うことが望ましい。

また、学生が出身地の学校への就職を希望する等により、やむを得ず遠隔地において教育実習を行う場合においては、大学が、実習先の学校と連携し教育実習に関わる体制を構築するとともに、公正な評価となるように努めること。

### 4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

○教職を志す学生が情報共有をする空間が、教職課程センターに設けられている。

○教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、教職課程センターを中心に、教育委員会や学校との連携・協力体制を強化・推進し、教育課程における学修と教育課程外で行われる学校現場体験等を有機的に連携させた教職指導を実施していくことを期待する。

### 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○「東北学院大学・小学校外国語ボランティア活動」や、被災地での学習指導等、地元の教育委員会や学校と連携し、学生が学校現場を体験する機会の確保に努めている。引き続き、教育委員会や学校とより一層の連携・協力体制を強化していくことを期待する。

### 6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

○雑誌や政府による刊行物等は、十分に整備されている一方、教育学関連の専門書については、最新のものが十分に整備されていないため、今後、充実を図ること。

また、教職課程センターや図書館に整備されている学習指導要領や教科書については、一層充実させ、より多くの学生が利用しやすい環境となることを期待する。

### 7. その他特記事項

○特になし。

## 実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		新潟青陵大学			設置者名		学校法人 新潟青陵学園		
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数	
						実数	個別		
看護福祉心理学部	看護学科	80人	養教一種免	平成12年度	88人	20人	20人	7人	
	福祉心理学科	110人	高一種免(福祉)	平成17年度	134人	6人	3人	0人	
			高一種免(公民)	平成17年度			6人		
入学定員合計		190人	合計		222人	26人	9人	7人	
大学名		新潟青陵大学短期大学部			設置者名		学校法人 新潟青陵学園		
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数	
						実数	個別		
	幼児教育学科	130人	幼二種免	昭和43年度	130人	127人	127人	22人	
入学定員合計		130人	合計		130人	127人	127人	22人	
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成24年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。								



## 教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年11月20日（火）

実地視察大学：新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部

実地視察委員：大坪治彦委員、渋谷治美委員

### 【全般的事項】

○教員養成に関する教育課程、教員組織等についてはおおむね教職課程認定基準を満たしている。

### 【個別事項】

#### 1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

○教職課程について、全学的に管理運営する組織が認められなかった。開放制により教員養成を行う場合、各学科等の専門科目である教科に関する科目と教職に関する科目を体系的に整備する必要がある。また、教職を志す各学科等に所属する学生に対して学校現場体験の機会を提供する等、計画的な教職指導を行うため、教育委員会・学校との連携も求められることから、今後、学長のリーダーシップのもと、教職課程の教育課程、教員組織、教職指導、施設設備について、全学的に責任をもって、管理運営をする組織を整備し、教職課程の質の維持・向上に努めること。

#### 2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

○福祉心理学科における高等学校教諭（福祉、公民）の課程においては、教職に関する科目を3年次から履修することとされているが、

- ・ 教育実習までに履修しておくことが望ましい教職に関する科目を履修しないまま、4年次前期に教育実習を受けることとなること
- ・ 4年次後期に開講予定の教職実践演習と並行しながら、その他の教職に関する科目を履修することが想定されていること

等を踏まえると、教職課程に係る教育課程が体系的に編成されているとは認められない。

学生が、教科に関する科目及び教職に関する科目を、4年間を通じ、計画的に履修できるよう、教育課程の編成の見直しを行うこと。

### 3. 教育実習の取組状況

○養護教諭の教職課程及び短期大学における幼稚園教諭の教職課程においては、大学側が責任を持って教育実習先を確保できている一方、高等学校教諭（福祉、公民）の教職課程における教育実習は、原則、母校実習となっている。

教育実習は、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、可能な限り大学が所在する近隣において実習先を確保することが望ましいが、やむを得ず遠隔地における教育実習を行う場合においても、大学が、実習先の学校と連携し教育実習に関わる体制を構築するとともに、適切な実習指導、公正な評価となるように努めること。

### 4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

○教職に関する全学的組織が整備されていないために、教職を志す学生に対して、体系的な教職指導が行われていない。教員免許状の取得にあたっては、就職指導のみならず、学生が教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通じて、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、大学が計画的・組織的に教職指導を行っていくことが重要であることから、履修カルテの有効活用も含めた、教職指導体制の構築に努めること。

### 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○ボランティアへの参加を3年次後期からに限定しており、学生が、早い段階から学校現場体験等をする機会が制限されているように見受けられた。

教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、教職に関する全学的組織を中心に、学校現場体験等の機会の充実に努めること。

### 6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

○図書館における教職関連の図書、雑誌等については、引き続き充実を図ること。

### 7. その他特記事項

○特になし。